

「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件」の概要

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において報告される調整後温室効果ガス排出量（以下「調整後排出量」という。）^(※1)の算定方法は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 1 条第 4 号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成 22 年 3 月経済産業省・環境省告示第 4 号。以下「本告示」という。）で定められている。
- 本告示では、第 2 第 1 項第 1 号において、「特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化^(※2)をした国内認証排出削減量^(※3)」を控除するよう定めている。また、同項第 3 号において、「特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量」を加算するよう定めている。これは、調整後排出量の算定に当たって、排出削減量の二重計上を防ぐための措置である。
- 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」においては、森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量を算定の対象とはしていないため、当該吸収量として認証された国内認証排出削減量については、当該国内認証排出削減量を他者に移転した特定排出者（法第 26 条第 1 項に規定する特定排出者をいう。）の調整後排出量の算定に当たって加算をしなくとも二重計上されないが、本告示では加算することとしているため、当該国内認証排出削減量を移転した特定排出者は、必要以上に多くの調整後排出量を報告しなければならず、当該国内認証排出削減量の創出・移転を阻害する要因となっており、特定排出者から改正を求められている。
- こうした背景を踏まえ、本告示第 2 第 1 項第 3 号中「国内認証排出削減量」の下に「（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたものを除く。）」を加え、森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証された国内認証排出削減量については、これを移転した際に加算しないよう変更することとする。

(※1) 特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。

(※2) 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。

(※3) 国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。